

反社会的勢力排除に関する誓約書

日舗建設 株式会社 殿

1. 当社（役員及び経営に実質的に関与している者を含む）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団
- (8) その他前各号に準ずる者

2. 当社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約いたします。

- (1) 反社会的勢力によって、その経営を支配される関係
- (2) 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供与し、又は便宜を供与するなどの関係
- (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

3. 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかの行為も行わないことを表明、確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4. 当社は、下請け又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、

その全てを含む。以下同じ。)との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約いたします。

- (1) 下請け又は再委託先業者が前1、2及び3に該当せず、将来においても前1、2及び3に該当しないこと
- (2) 下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること

5. 当社は、下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求、業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴社に報告することを表明、確約いたします。

6. 当社は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで解除されても一切異議を申し立てず、または賠償ないし補償を求めないことを表明、確約いたします。

年 月 日

住 所 :

名 称 :

代表者名 :

印